

向日市特別職員報酬等について
答 申 書

令和6年10月16日

向日市特別職員報酬等審議会

令和 6 年 1 0 月 1 6 日

向日市長 安 田 守 様

向日市特別職員報酬等審議会
会長 村 上 亨

特別職員報酬等の額について（答申）

令和 6 年 9 月 1 9 日付け 6 向人第 8 6 1 号で諮問のあった特別職員の報酬等の額について、本審議会において広範にわたる意見交換と検討を重ね慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

記

1 市長、副市長及び教育長の給料等について

(1) 市長等常勤特別職員の給料月額について

特別職員の報酬等は、市民の信託に応え、市政を推進するための活動を保証し、活動に見合う適正な額が求められる一方、市民の目から見て適正なものであることが求められる。

こうした中、そのときの社会経済情勢に合わせて、市長等の給料月額は定められるものである。

平成 4 年の給料月額の改定後、市の財政状況が厳しくなったことから、平成 1 0 年に、財政健全化に向けての取組の一つとして、当審議会の答申によらずに、当分の間の措置として、5 %の減額が実施された。

この減額措置が長期間継続したことから、当審議会として本則に規定することを答申し、平成 1 8 年に給料月額を改定したところであるが、この平成 1 8 年の改定以降、市長等の給料月額について、改定が行われてこなかった。

市の財政状況は、5 %減額を始めた平成 1 0 年当時と現在とを比較して、財政状況を示す指標は概ね良好であり、また、市税収入は増加し、基金残高についても良好な状態となっている。

また、国の人事院勧告は、「民間準拠」を基本とし、民間企業の

給与状況を調査し公務員給与に反映させるものであるが、近年の官民較差の状況は、令和５年は３，８６９円、令和６年は１１，１８３円となっており、それぞれの年で０．９６％、２．７６％の引き上げが勧告されている。

(2) 期末手当の管理職加算について

平成１８年２月に開催された向日市特別職員報酬等審議会において、市長等常勤特別職員の勤勉手当の廃止に伴い、期末手当に係る管理職加算を創設し、年収額の激減を緩和する措置を答申しているが、現在、期末手当に管理職加算を設けている近隣自治体は少ない状況となっていることから、近隣自治体の状況に合わせて、市長等常勤特別職員の期末手当について、管理職加算を廃止する。

(3) 市長等常勤特別職員の給与の見直しについて

今般の社会経済情勢は、物価上昇等に伴い賃金等も上昇しており、近隣自治体においても、給料月額引き上げ改定がみられる。

また、市の財政状況は、給料月額の５％減額を始めた平成１０年と比べて良好な状態となっており、減額を実施することとなった厳しい財政状況からは脱していることから、市長等常勤特別職員の期末手当については、近隣自治体の状況に合わせて管理職加算を廃止するとともに、給料月額については、次のとおり、平成１８年の給料月額の見直し前の水準に戻すのが相当である。

市長	９２０，０００円
副市長	７６０，０００円
教育長	６８５，０００円

(4) 通勤手当について

市長等常勤職員の通勤手当の支給の是非については、本審議会において、過去に、一般職員の例により支給すべきである、と判断しているが、通勤手当は実費弁償であり、通勤手当が支給されないということは、実質的には減額されているのと同様であり、地方自治法上、市長等特別職に通勤手当を支給することは問題ないことから、一般職員の例により支給すべきであることを改めて確認する。

２ 市議会議員の報酬について

現在の本市の議員報酬は、京都府内の他市の状況と比べると、議

長、副議長及び議員ともに低い水準にあるが、平成４年１０月の改定を最後に、約３０年間改定されることなく据え置きとなっている状況である。

報酬の見直しについては、市長等常勤特別職員については、平成１８年４月に給料月額５％の減額改定及び勤勉手当の廃止が実施されているが、議員報酬については、平成１８年に見直しはされず、今日まで約３０年間据え置かれている。

このことから、市長等常勤特別職員と同様の状況にあると考えることはできないが、一方で、平成４年に２６人であった議員定数を、令和３年には１８人までに削減される中、効率的な議会運営に努めている。

今般の物価や賃金の上昇を考慮し、近隣自治体との状況を踏まえるとともに、市議会議員は、市民の信託を受け、本市の方向性を決める重責を担うものであることから、次のとおり、常勤特別職員と同じ水準の改定を行うのが相当である。

議 長	４ ８ ５ , ０ ０ ０ 円
副議長	４ ５ ０ , ０ ０ ０ 円
議 員	４ １ ０ , ０ ０ ０ 円

なお、今後については、毎年、報酬月額の妥当性を経済情勢や他市の状況などから審議することが望まれる。

３ 改定時期について

常勤特別職については２０年近く、市議会議員については３０年以上、現在の状態が続いており、現在の状況で改定の是非を検討したものであるから、できる限り速やかに改定することが相当である。

４ 付帯意見

(１) 今回の諮問に係る審議では、市の財政状況の改善を受け、過去の減額措置の解消に重点を置いた議論を行ったところである。

令和６年の人事院勧告を受けて、今後、地方公務員の大幅な給与改定が予想されるが、これに伴う近隣自治体における報酬等の改定状況や行政を取り巻く環境変化による特別職員の果たす役割など、今後の社会情勢の動向を注意深く見守る必要がある。

(2) 本審議会は、平成 18 年に開催されて以降、約 18 年間開催されていないことから継続的な審議ができておらず、遺憾な状態である。

今後は、毎年、又は、長くとも 2 年に 1 回程度の割合で定期的に開催されることを望むものである。